

第3回 第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 議事録

日時：2019年（令和元年）7月8日（月）

午後1時30分～午後2時40分

場所：藤沢市役所3階 3-3・3-4会議室

出席者

策定委員会委員長	藤井 佳世	（横浜国立大学教育学部 准教授）
策定委員会副委員長	渡邊 美子	（学校・家庭・地域連携推進会議会長）
策定委員会委員	渡邊 泰典	（多摩大学グローバルスタディーズ学部 教授）
	伴 瑞穂	（藤沢の子どもたちのためにつながる会）
	稲川 由佳	（社会教育委員会議）
	森 伸一	（藤沢市立滝の沢小学校 校長）
	小池 規子	（藤沢市立村岡中学校 校長）
	志水 敦子	（藤沢市立白浜養護学校 校長）
	岡田 耕一	（藤沢市立鵜洋小学校 総括教諭）
	伊澤 裕実	（藤沢市立藤ヶ岡中学校 総括教諭）
教育委員会（特別傍聴）	中林 奈美子	（教育委員会委員）
事務局	平岩 多恵子	（教育長）
	須田 泉	（教育次長）
	松原 保	（教育部長）
	佐藤 繁	（教育部参事兼教育総務課長）
	須藤 和久	（教育総務課主幹）
	井出 祥子	（教育総務課主幹（兼生涯学習総務課主幹））
	繁里 洋子	（教育総務課指導主事）
	田中 富子	（教育総務課主査）

事務局 それでは、改めまして、皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきたいと思います。

まず、本日は委員10名全員ご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、ここからは藤井委員長に進行をお願いしたいと思います。藤井委員長、よろしくお願いいたします。

藤井委員長 それでは、議事進行につきまして、引き続きご協力をお願いいたします。

藤沢市情報公開条例第30条の規定により、審議会は公開が原則となっております。したがって、この策定委員会につきましても原則として公開といたします。ただし、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合があります。その都度、皆様にお諮りして決めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

藤井委員長 それでは、そのような取り扱いとさせていただきます。

次に、藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱第6条第1項の規定により、「会議資料につきましては、原則として傍聴者の閲覧に供すること」とされておりますが、傍聴者に対して会議資料を配布することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

藤井委員長 ご異議がございませんので、そのような取り扱いとさせていただきます。

また、会議録につきましては事務局で作成し、公開してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、傍聴者数に関しましては、藤沢市教育振興基本計画策定委員会の傍聴規程第3条において、「会議室の広さに応じ、会議の運営に支障を生じない範囲で、会議の都度、委員長が決める」とありますので、本日の会議では10名とさせていただきます。

また、教育委員の方が特別傍聴という形で傍聴いたしますが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

藤井委員長 事務局のほうですけれども、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 いらっしゃいません。

藤井委員長 それでは、ただいまから第3回第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。

それでは、まず、(1)基本方針及び施策の柱について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 では、よろしくお願いいたします。

まず、資料1、資料2をお手元にご用意ください。

資料1です。こちらにつきましては、前回の策定委員会でいただいた主なご意見を内容ごとにまとめた資料となっております。特に基本方針5につきましては、教育費負担に関するだけでなく、経済的背景や様々な状況の家庭環境を支えることを含め、多様性を重視して支援していくことが必要、ですとか、「学びのセーフティネット」の意味は、教育の前段階にある、学

びに向かう、あるいは教育に向かうための支援として捉えることが必要だというような協議がなされました。

では、資料2に移ってまいります。第3期基本方針及び施策の柱について、前回から修正した主な点をご報告いたします。

なお、基本方針及び施策の柱の趣旨の文言ですけれども、こちらは、後ほど扱います素案の20ページから25ページに記載されている内容となっております。基本方針の趣旨の文言につきましてはリード文の文末に、また、施策の柱の趣旨につきましては施策の柱の概要につながっております。

それでは、基本方針1からまいります。

基本方針1の趣旨ですけれども、前回は、2行目のところに「知・徳・体の調和がとれ」としておりましたが、こちらは「共に学び、多くの人とかわり合いながら自立する」といたしました。また、教員の資質向上・授業力向上のところは、前回は「研修の充実を図り」としていましたが、「資質向上・授業力向上」と文言修正をいたしました。

施策の柱の④です。「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進」ですけれども、前回は「一人ひとりのニーズに対する教育の推進」としておりました。藤沢の支援教育の内容で「教育的ニーズに応じた」という文言をよく使用していることから、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進」と修正いたしました。各施策の趣旨については、若干の文言修正や並べ替え等をしております。

続きまして、基本方針2にまいります。「子どもたちの健やかな成長を支えるため」、この文言をキーワードに基本方針の文言を修正し、趣旨の文言を修正いたしました。前回の施策の柱①家庭における教育力の向上、施策の柱②地域における教育力の向上につきましては、いずれも柱の立て方が、主体が誰なのかわかりづらかったり、地域における人材育成ともとれるような柱になっていたりしていたことから、今回は柱を「家庭教育の支援」として1つにまとめまして、子ども、保護者、地域が交流できる機会を設け、学び合い、安心して子育てができるように家庭教育の支援をすとし、「子どもたちの健やかな成長を支える」という方向性に合うように修正いたしました。

続きまして、基本方針3についてです。前回、こちらは「安全・安心で、信頼される学校づくりを進めます」としておりましたが、この基本方針3が目指すのは人的・物的な条件整備を図ることによりまして、子どもたちのよりよい学びにつながっていくことが、学校づくりにつながるということで、「学びを支える学校づくり」と文言を修正いたしました。

施策の柱②の趣旨のほうに、「施設・設備の老朽化」という文言を追加いたしました。

続きまして、施策の柱③で、「教員が本来行うべき教育に関する業務に集中できる学校体制」と前回は書いてあったのですけれども、今回は、「教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進する」と修正するとともに、「中学校給食を実施」等を追加し、文言を整理いたしました。前回、働き方改革で、担うべき業務とか、それはどのような文言が正しいのか答申から確認をしてくださというようにお話を頂戴いたしましたので、確認したところ、働き方改革に関する答申では、「教師が担う業務」や「担うべき業務」という言葉を使用しておりました。

では、続きまして基本方針4でございます。こちらは特に修正は加えておりませんが、基本方針の趣旨の文言を精査して修正いたしました。

続きまして、基本方針5です。基本方針5につきましては、前回の会議で、教育の前にある学びに向かう、あるいは教育に向かうための支援として「学びのセーフティネット」を広く捉えるといったような整理が策定委員会で出されたことから、今回「誰一人取り残さない学びのセーフティネットを構築します」と修正いたしました。

施策の柱③「互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供」を追加いたしました。これによりまして学びに向かう以前のところもカバーしていけるかと考えております。また、「共生」という文言をここに入れさせていただきました。

施策の柱①ですけれども、こちらは柱の文言を、前回は「教育機会の均等保障」と表現しておりましたけれども、「教育の機会均等」と、通常使用する表現に文言を修正いたしました。

施策の柱②についてですけれども、こちらは、前回は「子ども・若者と社会をつなぐ教育の推進」としておりましたが、社会的自立に向けた支援というほうがよりわかりやすい表現だと思ひまして、「子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進」と修正をいたしました。前回もご説明させていただきましたが、基本方針の下にあります括弧書きの「学校教育」「連携・協働」、こちらの文言につきましては、イメージをつくっていただくために書いてあるものでございまして、実際の素案の中では削除する形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上のように基本方針、施策の柱を整理いたしましたので、ご協議いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

藤井委員長 ありがとうございます。今の説明に対し、ご質問はございますでしょうか。

そうしましたら、基本方針の1から5まで今ご説明いただいたのですが、何か現在出されている案につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

それぞれのお考えを教えていただけたらと思っております。いかがでしょうか。

小池委員 基本方針3の①の命を守る教育の推進の趣旨の文章のところですけども、意味としてはわかるのですが、「子どもたち及び教職員が『命』への意識を高め」というところと、それから後段のところのつながりがわかりにくいと感じてしまいました。教職員も子どもたちも意識を高めることは必要なことですし、それから、災害や犯罪などのためにも防災や防犯教育を推進するというところはわかるのですが、この前半とのつながりがちょっとわかりづらいなと感じた次第です。具体的にこういうふうにというところまでの案がないのですけれども、ちょっと感じたことを申し上げさせていただきました。

藤井委員長 そのつながりにくさということをもう少しご説明いただくと、どういうところでございますか。

小池委員 下の②ですと、子どもたちが快適に学んだり教育をできるために、施設の老朽化に対応、ということですが、子どもたちの意識を高めるために教職員とともに学ぶとか、そういうことであればいいのですけれども、「意識を高め」という語尾だと、何がどう向いているのかがわかりづらいなという感じを持ちました。

藤井委員長 ということは、「教職員と共に」とか、今は並列で「及び」となっているところをもう少し検討していただきたいということでしょうか。

小池委員 そうですね、主体はやはり子どもたちだと思うので、並列というのはちょっと違うかなという印象でしょうか。

藤井委員長 ありがとうございます。そうすると、この命を守る教育の推進というところ、現在、「子どもたち及び教職員が『命』への意識を高め」とあるけれども、子どもたちが命への意識を高めることができるように、例えば「教職員とともに」という形で、少し言葉を検討していただきたいというご意見ということではよろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。どうでしょうか。

渡邊委員 基本方針5の施策の柱③のところでもうちょっとお聞きしたいといえますか少しお話ししたいのですけれども、前回、「共生」という言葉を入れておいていただきたいということを強く言っておいたので、今回入って非常にうれしいと思うのですが、趣旨の、一番最初のところ「国籍・民族・文化や家庭教育環境の違い等に左右されることなく」と書いてありますけれども、ここは、「家庭教育環境」という書き方、言い方が一般的なものなのかどうなのか。むしろ「家庭環境」としてはいけないのかなということもちょっと教えていただきたい、考えていただきたいというところです。

藤井委員長 そうですね、これは「家庭環境」で何か問題があるかどうかというところ

を検討していただけたらと思います。

これは同じところなのですから、「国籍・民族・文化など」というのをここにに入れていただくことはできないかどうかを検討していただけたらと思います。文章としては次の「家庭教育の違い等」とそっちに入っているのですけれども、「国籍・民族・文化」だけではないかとも思いますので、こちらに「など」を入れていただけたらと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

森委員 前回、私は基本方針2の①家庭教育の支援についてということで、その支援の主体がわかりにくいというところでご意見を申し上げたのですけれども、今回直していただいて大分すっきりしたかと思えますし、「子どもたちの健全やかな成長を支えるため」という文言が入って、方向性が大分はっきりしたと思います。

それから、基本方針3の②安全・安心で快適な学校施設等の整備の中の趣旨のところ、前回、私は老朽化ということで申し上げたのですが、ここもしっかり入れていただいたので大変ありがたいと思いました。

今日も本校に学校施設課の職員が来て学校の設備等を見てもらったのですけれども、その中の話で、本校は40周年、今年41年目を迎えるのですが、大分老朽化が進んでいるところで、そもそも鉄筋コンクリートの校舎の耐久年数はどのくらいですかと施設課に聞いたところ、約60年と言われていましてということでした。うちの学校もあと20年したら建て替えないといけないというような状況です。そのような状況の学校が藤沢市内にかなりたくさんあるとのことで、何らかの対応をしっかりとしないといけないでしょうから、やはりこの文言は大事ではないかと今日も改めて思いました。

以上でございます。

藤井委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

森委員 細かいところで大変申しわけないですが、基本方針3の③の基本方針及び施策の柱のところ、「学びを支え質の高い教育環境の整備」、これは多分連体形なので「学びを支える」ですかね。

藤井委員長 そうですね、3の③の言葉は「学びを支える質の高い」とされてはどうでしょうかというご意見だと思います。

ほかはいかがでしょうか。

前回のご協議を踏まえまして基本方針5の言葉ですとか、施策の柱が増えているなどといった変更があるのですけれども、こちらにつきましてはご意見いかがでしょうか。あと、基本方針2も事務局から説明がございましたが、変更が大きいところとなってございますけれども、この点についてご意見ご

ざいますでしょうか。

小池委員 基本方針5の施策の柱②の後半のところ、「関係部署や関係機関等と連携しながら推進します」ということを入れていただいて、意見を反映していただいたこと、とてもありがたいと思います。それで、言葉のところでもた、ちょっと感じたことなのですが、その1つ前の「支援する教育を」というところが、どう申し上げていいかわからないのですが、ちょっとわかりにくかったと思います。全部通して読みますと、何らかの教育をということはわかるのですが、この文章の流れだと、「支援する教育を」というのがちょっと分かりにくいように思います。

藤井委員長 それは、「支援する教育」というのがどういうことを指しているのかがわかりにくいということですか。「社会的自立ができるように支援する教育」というのが、もう少しわかりやすい表現になるほうがいいとか、あるいは具体的な言い方のほうがよいというご意見でしょうか。

小池委員 「教育」という言葉が必要なのもかもしれませんが、知識やスキルを身につけることが、そこが教育の部分かと思しますので、重複感があるのかもしれない。

藤井委員長 ということは、この「様々な知識やスキルを身につけて社会的自立ができるように」、例えば「支援することを」という表現でもいいのではないかと。知識やスキルを身につける教育が含意されているのではないかといったご意見でよろしいでしょうか。

小池委員 はい。

藤井委員長 ほかはいかがでしょうか。

稲川委員 基本方針4の人生100年時代を見据えた生涯学習社会をめざしますのところに、趣旨のところですが、「生涯学習施設において、『いつでも・どこでも・だれでも』学びなおしができる環境を整備し」となっているのですが、この「学びなおし」の「なおし」というところに実は引っかかっておりました、初めて学ぶ場合は「学びなおし」ではないのだと思います。ここは「学びができる」というほうが自然かなと思いました。どなたでも、1回学んで、もう1回学びたいということが学びなおしということでしたら、「学びと学びなおしが」とか、そのようにしていただけるとよろしいのではないかと思います。

藤井委員長 ありがとうございます。「学びなおし」という趣旨のところを「学ぶこと」あるいは「学びと学びなおし」といった表現でもいいのではないかとご意見だったかと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

渡邊委員 基本方針4の④藤沢の文化財や歴史資料の保存・整備と活用というところ

ですけれども、「藤沢市のもつ文化財や歴史資料」ということは、藤沢市が管理している、所有している文化財なのか、それとも藤沢市の中にある市民が守ったり、いろいろな人たちが守っているけれども、もしかしたらこれから先守っていけないであろうような藤沢市全体が持つ財産というようなものも含めるのか、その辺がよくわからないのです。実際、私の住む地域で郷土資料室というものを持っていて、生涯学習の一環で一生懸命皆さんがそれを支え、守っているのですけれども、その守っていらっしゃる方たちが高齢化して、それを引き継いでいくような人がなかなかいらっしゃらない。専門的な知識を皆さん持たない方がやっているのになかなか続いていかなくて、本当にこれが守り切れるかということで今本当に苦労なさっているのですね。そういうものをきちんと市のほうで守ろうということをしようというところまでを含めた藤沢市が持つ文化財なのかということを知りたいと思っております。

藤井委員長 ありがとうございます。ここについては事務局のほうでいかがですか。「藤沢市のもつ」ということの意味はどういうことなのかということですが

事務局 今、渡邊委員がおっしゃった鶴沼の郷土資料館もそうだと思いますけれども、基本的には、「市のもつ」というところでは、当然文化財というのは、市が指定しているものもあれば国や県が指定しているものもあります。ただ、それ以外のもは持っていないというニュアンスではないとは思っていますので、本当に今おっしゃったような有形、無形のさまざまな文化財と呼ばれるものはほぼ保存していくというニュアンスはもちろんあると思います。もし、例えばそのあたりが、「もつ」という言い方が非常にアバウトであるとか、何かもうちょっとはっきりとお示したほうが良いというご意見であれば、その旨、郷土歴史課にも確認してまいりますけれども、具体性がどうかのご意見を再度いただければ助かります。

藤井委員長 どうでしょうか。

渡邊委員 それが実際できるかどうかという問題も出てくるかと思いますが、市民みんなの財産ということからしたら、やはりそれが守られる方向に行って、皆さんが認識していただけるような書き方をさせていただければうれしいと思います。

事務局 わかりました。

藤井委員長 「藤沢市のもつ」だと所有になってしまうので、例えば「藤沢市にある」という表現にするとかなり広く対象範囲も考えられますし、これから文化財になるようなものも入るのではないかと思いますので、こういった言葉はもうちょっと検討していただけたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

基本方針5なのですけれども、こちらは子ども・若者支援ということで施策の柱が立っているかと思えます。こちらの基本方針が「誰一人取り残さない学びのセーフティネット」という表現になっていて、子ども・若者というところが少し弱くなっているかと思う一方で、前回、委員からの意見もあった中で、では40歳以上などのひきこもりなどの支援はどこかに入れるのかという意見もあったかと思うのですが、例えば40歳以上の支援はどこになるのかということについて、事務局から説明をいただいてもよろしいですか。

事務局 今いただいたご意見ですけれども、40歳以上という観点での部分というよりは、今回は子ども・若者に重点を置いたような表現とさせていただいております。

藤井委員長 そうですね、子ども・若者ということであれば、「誰一人取り残さない」だと少し大きい表現になってしまうということがあるかと思えます。一方で、では、「全ての子ども・若者の学びのセーフティネット」としてしまうと、前回、委員の意見があったような40歳以上の方の自立支援というものをどうするのかという問題も出てくるかと思えますので、この点については検討していただけないでしょうか。若者・子どもに入らない人たちの支援をどこで対応することができるのかということ、どこかで対応できるのであれば「子ども・若者」ということで施策の柱を立ててもよろしいかと思うのですが、その点について検討していただけたらと思えます。

子ども・若者ということであれば、「誰一人」とすると今度大き過ぎてしまうかと思えますので、こちらの件も少しご検討していただくほうがいいかと。「全ての子ども・若者の学びのセーフティネット」という表現でもいいかと思ったのですけれども、そうすると、40歳以上の方ですとか若者に入らないのではないかと思われる対象の方の施策がどこに入るのかということが懸念されますので、そちらもちょっと検討していただけたらと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

伴委員 少し細かいことで申しわけないのですけれども、書き方についてですが、例えば基本方針1の②の「様々な『ひと、もの、こと』」というところがカンマで区切ってあったりですとか、基本方針4の③の「いつでも どこでも だれでも いつまでも」のところはブランクがあったり、また、4の趣旨のところの「いつでも・どこでも・だれでも」のところは「・」であったりという表記の仕方がありますので、統一性を持たせたらいいかと思いました。あと、基本方針4の趣旨のところの「いつでも・どこでも・だれでも」というところと基本方針4の③の「いつでも どこでも だれでも いつまでも」というのは、もしかしたら入れ替えが可能かとも思うので、少し統一してみ

たらどうかと思いました。

基本方針4の②の「安らぎ・ふれあい」というところは、「・」になっているのですけれども、次の「図書館を整備・充実」というところの「・」と同じような感じのものとして認識していいのか、カンマがいいのか、何となくその並びとかも気になりましたので、整理していただけたらと思いました。

藤井委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

渡邊委員 基本方針5の②のところ、先ほど藤井委員長がお話ししていたことを聞きながら考えたことなのですから、②の柱のところ「子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進」と書いてあって、このままで子どもと若者が対等な関係で並んでいて、両方とも何らかの社会的自立をすることが期待されているような書き方になってしまっていると。ただ、施策の柱5の趣旨のところを見ると、「社会的自立をめざす」と書いてありますので、主語を「子ども」とした場合には、やはり「めざす」のほうが適当なのかなと。そういう意味で、子どもと若者の両方をターゲットにして何らかの施策をしていくということはあるとは思いますが、期待されている部分といますか、子どもと若者に対する効果は違ってくるとお思いますので、このところの違いが明らかになるような書きぶりのほうがいいのかと思いました。

藤井委員長 そうすると5の②の子どもと若者を少し分けて考えてみる趣旨のほうがいいのではないかとということですか。

渡邊委員 そうですね。あるいは、施策の柱5の趣旨にあるように、もう両方とも「社会的自立をめざす」で統一してしまうのはいかがでしょうか。

藤井委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。それぞれの基本方針につきましてご意見を頂戴したかと思うのですが、もう少し何かご意見がありますか。

基本方針ですけれども、第2期では8つで、今期の第3期では5つに整理しているのですが、この順番についてはいかがでしょうか。

伴委員 基本方針2と3の順番を入れ替えてはどうかと思いました。基本方針1が学校教育で、基本方針3は学校づくりで、学校教育に関しての方針で、基本方針2は地域との連携・協働というようなところですので、学校関係の1と3を並べたほうがいいのかと思いました。

藤井委員長 ありがとうございます。それについて、何かほかの方のご意見はございますか。今、2と3を入れ替えたほうがいいのかというご意見だったかと思いますが。

そうですね、学校教育でつながりもいいのかと思いますので、基本方針2と

3を入れ替える方向で検討していただけたらと思います。

何かほかに、それぞれの施策の柱、趣旨ですけれども、全体を通して意見や何かお考え等ございますでしょうか。

よろしいですか。では、ありがとうございました。

では次に、(2)の素案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料3をお手元にご用意お願いいたします。今回の素案ですけれども、前回お示ししたものに第3期の基本方針と施策の柱を追加いたしました。それに伴いまして、第I章及び第II章の内容についてもブラッシュアップいたしました。前回から修正した主な点についてご報告させていただきます。

まず、第I章について、1ページ、2ページにわたっておりますけれども、こちらの内容は、趣旨、計画の位置づけ、計画の対象範囲、対象期間と関連する計画について記載しておりますが、要点をまとめまして、よりわかりやすいように修正しております。

続きまして、第II章についてです。第II章の1、教育をめぐる藤沢市の状況についてです。3ページ、4ページの人口動態と児童生徒数の推移についてですけれども、こちらにつきましては、前回ですとこのほかにいろいろな内容のものが幾つも足されていたのですが、ここのタイトル「人口動態と児童生徒の推移」がわかりやすいように、ほかの内容はそぎ落としまして、それだけにして、これらと対比しやすいようにいたしました。

続きまして5ページ、教員の世代交代についてです。こちらはグラフの縦軸の上限が70歳と80歳と、グラフで違っておりましたので、それを差し替えいたしました。あと若干の文言修正をしております。

続きまして6ページ、新学習指導要領への対応についてです。こちらは、内容はそれほど変わっていないのですけれども、文章の並び替えをいたしました。

続きまして7ページ、支援教育の充実についてです。こちらは、前回「支援教育」とだけ記載していたのですけれども、「支援教育の充実」という形に修正いたしました。文章につきましては、こちらは文章の順番を並べ替えまして、また、下の図5と6ですけれども、扱われている年数が違っていたものを、2009年から2019年という形で統一しまして見やすいようにいたしました。

続きまして8ページです。8ページの上段、学校施設等の整備についてです。こちらは、文頭の3行あたりの前回あったものを削除いたしまして、「藤沢市公共施設再整備基本方針」及び「藤沢市立学校施設再整備基本方針」といったものを追加いたしまして、本市の学校施設整備の根拠を記載いたしました。あわせて、中学校給食の記載が前回あったのですけれども、ハー

ドとソフトが入り交じっているような記載となっておりますので、そちらについては削除いたしました。

下の（６）教職員の働き方改革の推進についてです。こちらにつきましては、冒頭の５行を削除いたしまして、働き方改革の背景となる国の動きを追加いたしました。また、若干の文言修正をしております。労働時間の国際比較のグラフ等を掲載したらよろしいのではないかというご意見も頂戴したのですが、この文章の内容全体に合致するグラフとなるとなかなか見つからなく、見当たらないという形で、残念ながら掲載は難しいかと考えているところでございます。

続きまして、（７）、（８）、（９）につきましては、前回と一緒にございます。

めくっていただきまして１０ページ、前回ですと、（１０）に家庭教育・子育て支援というものを掲載していたのですが、今回基本方針２の内容を修正したため、第３期の計画の方向性の部分で内容がつながっていかない内容となっておりますので、削除いたしました。

それで、前回（１１）としていた子ども・若者への必要な支援を（１０）として位置づけました。この冒頭ですが、国の第３期教育振興基本計画で、子どもの貧困などの経済的な課題について記載している内容がありましたので、そこを追加いたしました。続いて、本市で実施している子ども・若者に対する経済的支援及び社会的な自立支援の取組を記載し、子ども・若者への必要な支援としてまとめました。前回、ここにも載せていたのですが、記載内容とそぐわなくなったために削除いたしました。

続きまして（１１）学校・家庭・地域の連携・協働につきましては、前回は１段落だったものを２つに分けて、今の社会的状況、そして、そのような中で「社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められている」と。そして、本市の取組、そして、そのためには「学校・家庭・地域及び行政の四者が連携・協働」、こういう文章に修正しております。

続きまして１２ページです。第３期計画の方向性。また、１３ページの３、第３期計画への反映、４、第３期計画の主な変更点、１４ページですが、５の進行管理、こちらにつきましては若干の文言修正をしております。内容の変更等はしておりません。

一応ここまでで一旦区切りまして、ご協議をお願いしたいと思います。

藤井委員長 ありがとうございます。今の説明に対してご質問ございますでしょうか。
岡田委員 前回と変更のあった部分ではないのですが、私自身が読んでいて少しわからないと思うところがあったので、質問、意見させていただければと思います。

9ページの(7)の後半の部分です。「生涯学習は多様な主体とのネットワークづくりの入口」というところと「コミュニティ活性化の仕掛けづくりを」というところがあって、生涯学習の全体的な文章を読んでいると、生涯学習というものの自体が入口であり仕掛けづくりのような感じの印象を受けているのですが、ここの文章の書きぶりが私としてはあまりわからなかったというところで質問させていただきたいと思います。

それから、もう1点は、(9)歴史・文化芸術の振興のところですか。これも後半の3行のところ「地域の再発見につながるから」ということで、唐突に「再発見」という言葉が出てきていて、この再発見というのが、恐らく「郷土への誇りや愛着の醸成」というところとつながるかとは思いますが、その辺を少し説明していただければと思います。

以上です。

藤井委員長 ありがとうございます。今のご意見について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 まず1点目、(7)のほうですが、このあたりは、生涯学習の非常に広範囲な部分にもつながってしまうのですが、このパラグラフの1番最初のところにある「公民館や市民図書館」というところをある意味、主語にしてここの文章をつくってございまして、図書館もそうだと思いますが、公民館はやはり地域の方々の地域に参画することの最初の入口だということで「入口となる」という言葉を使わせていただいております。

それから、その後にある「仕掛けづくり」というのも、このあたりは市民センター、公民館が今一つの命題として持っております人づくり・地域づくりというところで、公民館や図書館等で行っている様々な事業、それらを「仕掛けづくり」という大雑把な言葉でまとめさせていただいております。

こういった「入口と」とか「仕掛けづくり」という言葉を生涯学習や社会教育のほうでは多く使っているために、もしそのあたりでわかりづらい部分があれば、もちろんもうちょっと具体的な言葉に落とすことも可能だと思いますし、あるいは稲川委員からもうちょっとアドバイスをいただければと思います。

それから、(9)の部分ですが、この部分は郷土歴史課と文化芸術課の範囲を合体させている現状と課題というところですか。その両方、性格はちょっと異なりますけれども、ここの一番最初の部分が「歴史・文化芸術に関する地域資源をさらに活用することは」とありますが、やはり今、先ほど委員がおっしゃったような、その上に係る「郷土への誇りや愛着」というものを再度自分の中に落とすとか、あるいはそういったことを知っていただくためのことを「再発見」という言葉につなげていると思いますが、ここの部分もあ

わせて、何をもって再発見と言うかというところだと思いますので、確認をさせていただければと思います。

藤井委員長 ありがとうございます。

何か補足ありますか。

稲川委員 今、事務局からお話がありましたけれども、(7)のところですが、まず、生涯学習について私の所感を述べさせていただきたいのですが、前回もこの会議に出席させていただいたときに、実はこの生涯学習社会になりますと、地域づくりや人づくり、ボランティアとか非常に広げてしまうものすごく広範囲となる。かつ、学校教育も生涯学習社会ととりますと、学校教育も生涯学習のスタートラインだという捉え方も逆にできてしまうほど広がっていくものだと思っています。

それで、社会教育委員会でも、生涯学習ふじさわプランを立てていくときに、非常にこの理念をどうするかとか切り口をどうするかということを考えました。そうすると、例えば先ほどお話にありました40歳以上の方たちをどうやって地域のほうに呼び出すとか、どういう仕掛けをつくれば出てきてくれるのだろうか、という意味での仕掛けづくりですね。コミュニティ活性化の仕掛けづくりとして、生涯学習を通して学んでいただくとか、地域の活動に出てきてもらうとか、そういうことを生涯学習プランで立てていくのではないかということで、作成してきた経緯があります。

ですので、ネットワークへの入口となるような言葉も、これをきっかけにして全ての人たちが学び、地域にいて、例えばボランティア活動なり、その地域に貢献できるような、また人とのつながりができるようなということで「入口」とか「コミュニティ活性化の仕掛けづくり」というような言葉を実は使わせていただいている次第です。

今、事務局の説明にあったように、ちょっとわかりにくいのかなということもありますので、そこは生涯学習のほうで検討を、もう少しわかりやすくということができればと思います。

藤井委員長 ありがとうございます。そうしましたら、よりわかりやすい表現ということも心がけていただけたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、事務局から続けてご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、続きまして15ページ、第Ⅲ章、第Ⅳ章に入ってまいります。

第Ⅲ章、15ページの第3期藤沢市教育振興基本計画基本構想、1、体系図、めぐりまして16ページ、基本理念、そして続いて3つの目標ということで、目標1、2、3につきましては若干の文言修正をしております。

続きまして20ページからです。こちらにつきましては、各基本方針と施

策の柱について、リード文と施策の柱の概要という形に仕立ててつくっております。先ほど資料2でご説明したとおり、ここのリード文の最後の段落のところは資料2の趣旨のところに入っていきまして、施策の柱の趣旨というところが、ここの施策の柱の概要にリンクしているというつくりになっております。文言等で気になるところ等ありましたからお伝えいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

最後に、26ページの基本方針ごとの施策の柱につきましては、基本理念から施策の柱まで掲載したものとなっております。

以上、よろしく願いします。

藤井委員長 ありがとうございます。今ご説明いただいた部分につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

今説明していただいたことではないのですが、素案なのですが、カンマと点が混在しているので、それは統一していただけたらと思います。

事務局 失礼いたしました。修正いたします。

藤井委員長 ほかはいかがでしょうか。

岡田委員 先ほどの施策の柱が、資料2のほうではその書き方でいいかと思った点ですが、22ページ、基本方針3のリード文というのでしょうか上の文章のところ、もし可能ならば入れられないだろうかと思ったところがあります。何かと申しますと、真ん中のところ「さらに、子どもたちの学びを支えるためには、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるような環境整備を図ることが大切です」。この文章の中にぜひ、例えば「多忙解消」とか「業務の削減」というような言葉を入れていただきたいと思います。働き方改革ということで、子どもたちと向き合える時間の確保をするということは教育として大前提だと思うのですが、今回、働き方改革の部分で出てきたところは、労働時間が長いとか、用務がたくさんあり過ぎるという観点から出てきていることで、せめてその中の文章で少しでもそういう部分に触れられていけばいいなと感じました。

藤井委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

渡邊委員 基本方針1のところのリード文の第2段落のところですが、こう直したらいいのではないかというアイデアがあるわけではないですが、この文章が「近年、日本語指導を必要とする」から「一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が求められています」までの段落ですが、ぱっと読んだときに、カンマで区切られているところが、カンマの直前だけちょっととっていくと、「児童生徒の増加など」、「増加に対する対応や」、それから「トラブルへの対応など」という形になっていて、ちょっと並列に並べてはいけ

ないものが並列に並んでいるような感じがするので、少しここの文章は整理をしていただいたほうがいいのではないかと思います。このままでは意味がとりにくい、あるいは主語を見落としがちになりそうな文章になっているので、少し直していただいたほうがいいかと思います。

藤井委員長 ありがとうございます。4行ちょっと中身が並列になっているところを、もう少し検討して、意味が伝わるように文章を直していただけたらということかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

稲川委員 先ほど資料2でも申し上げたことと重なりますが、23ページの基本方針4の下から6行目「『いつでも・どこでも・だれでも』学びなおし」となっておりますので、同じように修正していただければと思っております。お願いいたします。

藤井委員長 ありがとうございます。こちら資料2と同じように修正をということかと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

森委員 22ページで基本方針3の下の表の3の施策の柱の概要の真ん中あたり、「教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように教職員の働き方改革を推進する」という文言があって、これは先ほどの資料2のところとももちろん同じものなのですけれども、この資料の8ページの(6)教職員の働き方改革の推進のところから下から4行目になりますか、「今後も、教員が子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるように」働き方改革を進めていくというようなことがあって、これは多分、言葉としては何も矛盾もしていないいいのですが、「効果的な教育活動を行うための働き方改革」なのか「教員が子どもたちと向き合うことができるようにするための教育改革」なのか、整合性を考えたほうがよいかと思いました。

藤井委員長 ありがとうございます。8ページでは「効果的な教育活動を行うことができるように」という働き方改革の必要性の説明をしているのに対して、基本方針3のほうでは、「教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるように」という表現になっているので、この関係がどうなっているのかということが、もう少しわかるように書いていただけたらというご意見かと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

渡邊委員 基本方針5のリード文のところですが、3段落で構成されているかと思えますが、2段落目で藤沢市の貧困対策、それから、3段落目で共生にかかわるお話をされていると思うのですが、第1段落のところの内容が貧困対策に偏り過ぎているのではないかと。第1段落の頭で「子どもの将来が生

まれ育った環境によって左右されることなく、必要な環境整備と教育の機会均等が図られるよう」というところまではいいのですけれども、そのために何をするかというところが、まず貧困対策ということだけになっていて、「国籍・民族・文化等と家庭環境の違いによって」というところがここから落ちてしまっているのです。第1段落の書きぶりを第3段落と歩調を合わせるような形で直していただけないかと思います。

藤井委員長 ありがとうございます。25ページの最初の段落のところで、2行目のところ「子どもの貧困対策を総合的に推進しています」で引き取ってしまっていますので、もうちょっと3段落目の多様な共生社会といった言葉が入るような形で検討していただけないかというご意見だったかと思います。

先ほどの資料2のときにも基本方針5のところで意見させていただいたのですけれども、こちらの25ページを読みますと、施策の柱の1、2、3全て「子ども・若者」と明記されていますので、こちらは、子ども・若者に対する施策の柱だということはわかるのですが、それでいいのかどうかということですね。もう少し、例えば「自立支援」という形でいうと、年齢が高くなった人たちへの支援ということも入るのであれば、どのような表現が適切かとか、あるいはここに入らないのであれば、別のどこかに入りますということでもいいかと思うのですが、少しそうしたところを検討していただけたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。素案につきまして何かご意見ですとか、これはぜひ言っておきたいとか、ここはどうなのでしょうかとかございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。本日の協議をもとに次回の会議の資料を作成してまいりたいと思います。

それでは、(3)のその他になりますけれども、何かご発言等ございますでしょうか。

それでは、次回の会議期日を決めたいと思います。次回は8月9日金曜日、午前9時半から、場所は藤沢市役所本庁舎3-3会議室、傍聴者は10名で開催ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤井委員長 それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間お疲れさまでした。

以 上